

令和6年度亀岡市支えあいまちづくり協働支援金 募集概要案

	現行制度	令和6年度以降(案)
メニュー	スタート事業	同左
対象団体	設立後まもない(3年以内)団体	同左
団体要件	構成員5人以上、うち5割以上が市民 市内に事務所又は活動拠点を置き市内で活動している 団体運営に関する会則等を定めている 審査会に出席が可能であること。	同左
対象事業	市内各地域が抱える課題を解決するために実施される事業を支援 原則3年以上継続予定の事業	同左
事業の範囲	亀岡市域のおおむね自治会単位を越える区域が対象	事業の範囲は特に指定しない。 (公益性の観点から受益者の範囲は審査で考慮する。) ただし、事業の告知や活動内容についてSNS等を用いて広く広報すること。
交付限度額	15万円	同左
交付率 (対象経費に 対して)	活用1年目 10/10 以内 活用2年目 3/4 以内 活用3年目 3/4 以内	活用1年目又は設立1年目 10/10 以内 活用2年目又は設立2年目 3/4 以内 活用3年目又は設立3年目 3/4 以内
支援 上限回数	同一団体に対して3回(R4以前から通算して)	同左
対象経費	活用1年目は備品費含む 間接経費含まず	同左
他補助金と の併用	1年目不可 2年目以降可 (市補助金との併用不可)	同左
事業期間	年度ごと	同左
申請期間	事前相談(必須)4月7日(金) ～5月15日(月) 書類の提出期限 5月19日(金)	相談4月5日(金)～5月17日(金) 書類の提出期限 5月24日(金)
申請方法	事前相談必須(予約制)	同左
審査方法	まちづくり委員会で意見聴取 審査会に出席	同左